

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月22日

分任支出負担行為担当官
北海道財務局小樽出張所長 清水 雅之

記

1. 政府電子調達システムの利用

本業務は、「調達ポータル・政府電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務件名 | 小樽地方合同庁舎 構内除雪及び排雪運搬業務単価契約 |
| (2) 業務場所 | 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 庁舎構内 |
| (3) 業務概要 | 仕様書のとおり(業務区分ごとの1時間当たりの単価契約) |
| (4) 業務期間 | 契約締結の日から令和7年3月31日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等：運送又はその他」のC又はD等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者であること。もしくは、令和5・6年度財務省北海道地区競争参加資格において、業種区分が「土木一式工事」でC又はD等級に格付けされている者であること。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 下記8の入札説明書等の受領又は交付を受けた者であること。

4. 契約条項及び仕様書を示す場所

小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階 北海道財務局小樽出張所 総務課合同庁舎管理係及び、「システム」に掲載する。

5. 証明書等の提出期限

令和6年11月8日(金) 12時00分

6. 入札書の提出期限

令和6年11月12日(火) 17時15分

7. 開札の場所及び日時

小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎3階 共用第1会議室
令和6年11月13日(水) 10時00分

8. 入札説明書等の交付方法及び期間
入札説明書等は、「システム」を利用して受領すること。
なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の期間及び場所で交付する。
交付期間 公告の日から令和6年11月7日（木）の平日8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。
場 所 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階
北海道財務局小樽出張所 総務課合同庁舎管理係 電話0134-23-4103
9. 入札保証金 免除
10. 契約保証金 免除
11. 入札の無効
(1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
(2) システムによる入札の場合において、「調達ポータル・政府電子調達利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。
12. 言語及び通貨
入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
13. 入札に関する事項
(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札金額は仕様書で示した各区分の予定数量に応札者が見積もった単価を乗じ、それらをすべて合計した金額を入札書に記載すること。
14. 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、本件入札が予算決算及び会計令第84条に該当する場合に申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
15. 契約書作成の要否
契約書の作成を要する。
16. その他
「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

以上